

宗教哲学会奨励賞内規

2013年3月23日制定

2016年9月11日改正

2017年9月17日改正

(設置趣旨)

第1条 宗教哲学の領域において若手研究者の優れた学術業績にたいして学会として賞を授与し、宗教哲学の発展を図る。

(名称および賞品)

第2条 賞の名称は「宗教哲学会奨励賞」とする。

第3条 受賞者には、賞状ならびに副賞として30,000円を授与する。賞金は西谷基金より拠出し、その他の費用は一般会計より支出する。

(選考対象)

第4条 選考は、選考の前年度からさかのぼって過去5年間の『宗教哲学研究』掲載の現会員の論文を対象として行う。

第5条 若手奨励を目的とするため年齢制限を設ける。受賞年度の年度末に45歳以下の者を対象とする。

第6条 毎年1名を受賞者として選ぶが、「該当者無し」もあり得ることとする。

(選考委員会)

第7条 学会奨励賞を選考するための選考委員会（以下、委員会）を設置する。

第8条 委員会は5名より構成される。委員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第9条 委員長は委員の互選により、これを選任する。

第10条 委員の任期は2年とする。

第11条 委員会は1200字程度の選考結果報告書を作成する。

第12条 委員会は選考結果を理事会に報告する。理事会はこれを審議して受賞者を決定し、総会で報告する。

(表彰)

第13条 受賞者は、総会において表彰する。

第14条 受賞者はホームページに公示し、『宗教哲学研究』に選考結果報告書とともに記載する。

(改正)

第15条 この内規の改正は、理事会の議を経なければならない。